

議案第 26 号

大野市地域組織活動育成事業補助金交付要綱の一部改正案

令和 5 年 3 月 27 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

和泉保育園の小規模保育事業への移行等に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市地域組織活動育成事業補助金交付要綱（令和3年教育委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となるものは、保護者及び地域住民等により組織された自主的な団体（以下「団体」という。）とし、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>次のアからウまでのいずれかの施設又は事業所（大野市内に所在するものに限る。）</u>を利用する児童の保護者により組織された団体。ただし、1施設につき1団体を上限とする。</p> <p><u>ア 保育所又は認定こども園</u></p> <p><u>イ 子ども・子育て支援（平成24年法律第65号）法第43条第1項に規定する地域型保育事業所</u></p> <p><u>ウ 児童館</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となるものは、保護者及び地域住民等により組織された自主的な団体（以下「団体」という。）とし、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>保育所、認定こども園又は児童館</u>を利用する児童の保護者により組織された団体。ただし、1施設につき1団体を上限とする。</p> <p>(2) (略)</p>

<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、1団体当たり<u>50,000円</u>と会員1人当たり1,000円を合算した金額を上限とする。ただし、会員は、1世帯当たり1人を上限とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、1団体当たり<u>40,000円</u>と会員1人当たり1,000円を合算した金額を上限とする。ただし、会員は、1世帯当たり1人を上限とする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。